

令和7年4月2日

保護者 様

すみれ幼稚園 

園長 増本博宣

すみれ幼稚園における与薬の依頼について

桜の花が、子どもたちの進学・進級を祝っているようです。保護者の皆様には、ご健勝にてお過ごしのことと存じます。

さて、退任挨拶の文書でお知らせしましたように「看護師」が退職し、今年度はすみれ幼稚園に看護師が不在の状況です。そこで、あらためて「与薬の依頼」について基本的な考えをお知らせいたします。看護師在任時もそうでしたが、園では医療行為を行えません。ご理解をお願いします。

記

1. 受診時の主治医への相談

○「お子さんの在園時間をお伝えいただき、園では原則として与薬が受けられないこと」を話されてみてください。

(例1) 一日3回→2回に (例2) 朝・昼・夕→朝・夕・就寝前

2. 医師の指示により、やむを得ず保育時間に与薬が必要な場合は、ご相談ください。

- ① 与薬依頼書に記入する。(与薬依頼書は職員室にあります。薬・処方箋のコピーが必要です)
- ② シロップ容器や粉薬に一つ一つ名前と日付を書く。(事故、誤飲防止の為、記名のない薬は与薬しません。)シロップは、1回分を別容器に移して持ってきてください。
- ③ 記入した依頼書、薬、処方箋(コピーもしくは、お薬手帳)を直接、職員室へ提出する。同じ薬を連日服用する場合は、薬のみを職員室へ提出してください。

※「熱が出たら…」「咳が出たら…」「発作が起こったら…」というように、症状を判断して服薬しなければならない場合は、園として判断できないので原則として対応できません。保護者連絡・判断が常時可能な場合のみ、ご相談ください。

※ 与薬依頼書・薬はお子さんに預けず必ず保護者が職員室へ提出してください。

※ 園でお薬を預かった場合は、薬の状態や期間によってお返しします。
また、薬の変色や袋等が破損した場合、与薬できない時があります。

※ お子さんが服用を嫌がったり、吐いたりして与薬できない時があります。

※ 与薬依頼書には保護者の押印が必要です。押印がない場合 無効とし与薬できません。
また本園では与薬できないもの(目薬、解熱鎮痛剤、市販薬 等)もありますので、ご相談ください。